2 件

# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認九州地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を15万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月25日

私は、A社(以下「申立事業所」という。)に勤務し、平成 17 年 7 月 25 日に賞与の支給を受けた。

しかし、申立事業所から社会保険事務所(当時)への届出が遅れたため、 年金額に反映されない記録となっている。

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、 年金額に反映される記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて 申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基 づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと 認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範 囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定する こととなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立 事業所が平成21年11月26日に社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金 保険被保険者賞与支払届に添付した申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しから確認できる賞与額及び保険料控除額により、15万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないものの、国の記録によると、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月26日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 九州(長崎)厚生年金 事案 5404

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は22万2,000円、申立期間②は5万円、申立期間③は6万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日

② 平成19年7月25日

③ 平成19年12月20日

A社(以下「申立事業所」という。)に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与明細書により、申立人は、当該期間において申立事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、前述の賞与明細書から確認できる賞与額及び保険料控除額により、申立期間①は 22 万2,000 円、申立期間②は5万円、申立期間③は6万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、ほかに確認できる 関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当 たらないことから、行ったとは認められない。 九州 (鹿児島) 厚生年金 事案 5405

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく、厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月1日から44年10月1日まで

② 昭和45年2月1日から55年1月1日まで

③ 昭和56年7月1日から平成元年7月1日まで

④ 平成元年12月1日から4年7月1日まで

私が申立期間①において勤務していたA社(現在は、B社)、申立期間②において勤務していたC社、申立期間③及び④において勤務していたD社について、申立期間における標準報酬月額が、実際の給与月額よりも低い記録とされているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 B社は、申立期間①当時の給与月額や厚生年金保険料の控除額を確認できる賃金台帳等の資料を保管していない旨回答していることから、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A社が加入していたE健康保険組合は、同社における申立人の申立期間①に係る関連資料等を保管していないことから、申立人の当該期間に係る報酬月額について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の申立期間① の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

2 C社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「(健康保険)厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」及び「(健康保険)厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載された申立人の申立期間②に係る標準報酬月額はオンライン記録と一

致している上、同社は、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除 について、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料額を給与 から控除したと回答している。

また、C社が提出した申立人に係る「失業保険被保険者資格取得確認通知書」によると、同保険の被保険者資格取得時(昭和45年2月1日)の給与月額は3万円と記載されており、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格取得時の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、C社が提出した申立人に係る昭和 49 年分から 54 年分までの「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、49 年1月から 54 年 12 月までの期間に給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、企業年金連合会が提出した申立人に係る資料により、申立人の厚生年金基金加入記録において、昭和48年6月から54年12月までの報酬給与額は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

3 申立期間③及び④について、D社は平成22年3月18日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間に同社の代表取締役であった申立人は、当時の関連資料は全て廃棄したと回答していることから、申立人の申立期間③及び④に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における 昭和56年7月から62年10月までの期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

4 申立期間において、申立人の標準報酬月額が遡って減額されたなどの不 自然な事務処理が行われた形跡は認められない上、申立期間において、申 立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、 申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわ せる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 九州(宮崎)厚生年金 事案 5406

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和60年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月25日

私は、A社(以下「申立事業所」という。)で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

金融機関から提供された申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立期間に13万834円が振り込まれていることが確認できる。

一方、複数の同僚が提出した平成 16 年 7 月分(申立期間と同じ平成 16 年 8 月 25 日支給)の給与明細書を見ると、月例給与に加え、「半期インセンティブ」の欄に賞与額が記載され、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が「社保調整額」の欄に記載されていることが確認できるものがある一方で、「半期インセンティブ」の欄が無く、賞与の支給が確認できないものがある。

また、前述の複数の同僚が提出した金融機関の通帳の写しによると、前述の給与明細書における月例給与及び賞与の差引支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できる。

これらのことから、本事案については、前述の入出金記録における振込額に賞与が含まれていたか否か、かつ、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたか否かについて確認する必要があるが、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成21年12月31日に解散しており、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答していること、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していないことなどから、賞与の支

給及び保険料の控除について推認することができない。

また、申立人に係る平成 16 年分の源泉徴収票に記載された「支払金額」及び「社会保険料等の金額」からは、申立期間に係る賞与の支給の事実を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。